

共謀罪の趣旨を盛り込んだ「組織犯罪処罰法」等の改正に関し、
その撤回・廃止をし、改正前の状態に戻す事を求める意見書

政府は、世界で頻発するテロ事件を受け、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたテロ対策を強化するためとして、いわゆる共謀罪の趣旨を盛り込んだ、「テロ等準備罪」を新設する「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（平成11年法律第136号。いわゆる「組織犯罪処罰法」）等の改正案の早期成立を目指してきた。

これまで、同法律案は国会において審議されてきたが、実行行為がないのに罪を認定する、これまでの行為主義の法秩序を根底から崩すものであることから冤罪への懸念、人間関係をさぐるためのいわゆる監視社会への懸念、共謀の意図をさぐるため、内心に踏み込んだ操作がなされ、憲法の保証する表現の自由や内心の事由が害される恐れなど、さまざまな懸念が指摘され、これまで3度にわたり、審議未了のまま廃案となってきたところである。

同法律案を提出する前の政府の説明では、「テロ等準備罪」について、適用対象や構成要件などを厳格にするとされていた。しかしながら、実際に提出された法律案では、適用対象が曖昧で、対象となる罪も277もの広範囲に及んでいる。また、行為主体である「組織的犯罪集団」の定義が曖昧であり、一般国民も処罰の対象になるおそれがあると指摘され、構成要件の一つとされる「実行準備行為」についても、具体的に欠けると指摘されている。

人権を侵害的に作用する法律は、それによって萎縮効果を生じないように、また誤って不利益を受ける者の生じないように、明確に規定されなくてはならないとする明確性の原則、罪刑法定主義の要請に反している。また、制約の程度が広すぎて、制約が許されないものについてまで規制対象とするのも禁止され、過度の公範性ゆえに無効の理論にも反している。各弁護士会から、本法の廃止を求める意見書が出されていることから、本法が人権保障上問題があり、法律上欠陥があることは明らかである。

加えて、国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者は、同法律案が成立した場合、プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとの懸念を表明し、日本政府に書簡が送られた。また、国際組織犯罪防止（TOC）条約を締結するために、各国が実際に立法起案作業をするための、国連の「立法ガイド」を執筆した刑事司法学者ニコス・パッサス氏は「条約はテロ防止を目的としたものではない」TOC条約は、「組織的犯罪集団による金銭的な利益を目的とした国際犯罪が対象で、テロは対象から除外されている」という重大な指摘をしている。

同法律案については、衆参の議論において十分な説明がなされず、法務大臣の答弁は二転三転し、上記の懸念を払拭するどころか、逆に国民に、法務大臣の資質や、法律案に対する疑念を与えるに至った。内閣改造でやめれば済む問題ではない。

それにもかかわらず、良識の府であるはずの参議院では、委員会採決も行わずに、中間報告という数の力に頼った前代未聞の手法で、本会議で強行採決が行われた。このことは、民主主義の根幹を揺るがすものとして許しがたい暴挙である。

よって、本議会は、平成29年6月15日に強行採決された組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長・法務大臣